

平成30年7月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成30年7月10日(火) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者16名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番(代理) 鈴木 一弘 推進委員 4番 前田 登
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝
15番 岡上 達 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 19番 峯園 五郎
欠席者 3番 棒引 昭治 13番 上森 力 14番 上中 悠司 18番 松本 忠巳
事務局 局長 那須久男 農地係長 岡内伸午 企画員 片井恵子 企画員 里上佳史
会議録署名委員 7番 廣田 純一郎 9番 田中 壽一

議 長

皆さん、こんにちは。先日、広島・岡山など大変な水害が発生しました。心よりお見舞い申し上げます。私たちの地域では長雨により梅にスガが発生しましたが、天候の方も晴天が戻って、いよいよ夏本番に入ってきました。先の6月27日に和歌山県農業会議の総会が開催されましたことをご報告いたします。また、同日の常設審議委員会では、太陽光発電施設への転用申請に関して、我々の委員会が懸念していることについて常設審議委員の方でも同じ考えを持っていただき、次回の委員会には「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の担当者が出席し説明を受け議論する予定となりました。何のための県条例なのか議論したいと思います。今までも太陽光発電施設設置について心配が耐えないことから議論を重ねてきました。当委員会では農地への影響を主眼において議案を審議することになりますが、住宅地等への影響が出るようなことがあれば、我々としても声を上げていきたいと思っております。

それでは最初に、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございしますが、その前に、農業振興課からのパンフレットの説明がございしますのでお願い申し上げます。

農振課 土屋

「農薬を使用する皆様へ」、「和歌山農業経営サポートセンター」について説明あり。

それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、643㎡、他3筆、合計1,875㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年8月1日から平成40年7月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、52,387㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間50万円・口座払い、期間は平成30年8月1日から平成42年7月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,815㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の生花・野菜、期間は平成30年8月1日から平成35年7月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、323㎡、他1筆、合計696㎡、貸し手

は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻・小麦・大豆・野菜、期間は平成30年8月1日から平成35年7月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、158㎡、他2筆、合計729㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻・小麦・大豆・野菜、期間は平成30年8月1日から平成35年7月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、426㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻・小麦・大豆・野菜、期間は平成30年8月1日から平成35年7月31日の更新です。合計6件、12筆、57,928㎡、貸し手6名、借り手4名です。ご審議をよろしく願いたします。

議 長

はい。ありがとうございます。それでは田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、2番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、3番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。
はい、4番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。4番から6番について、異議ございません。
以上、6件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。
それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、3番棒引昭治委員さん、13番上森力委員さん、14番上中悠司委員さん、18番松本忠巳委員さんより欠席の届けが出てございます。3番棒引昭治委員さんの代理として農地利用最適化推進委員の鈴木一弘委員さんに出席いただいております。
本日の会議録署名委員に、7番廣田純一郎委員さん、9番田中壽一委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は553㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記

簿が畑、現況が休耕畑、面積は454㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は230㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は186㎡、他2筆、合計574㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書ありです。野菜です。以上4件ついて書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。営農計画書もあり、異議ございません。

議 長 以上、4件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第5条申請についてですが、関連がございますので、議案第6号事業計画変更申請についても併せて、事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員 3ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請と議案第6号事業計画変更申請についてご説明します。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,150㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,150㎡、47.2kW、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございません。水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番ですが、関連がございますので議案第6号の事業計画変更申請について先に説明させていただきます。8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕畑、面積は866㎡、当初計画者は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は住宅1棟54.65㎡、駐車場他212.35㎡、変更後の計画は、承継者が〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は貸し資材置場866㎡（国土調査により267㎡から866㎡に確定）、変更理由は、当初計画者である〇〇〇〇は資金調達が困難になり、計画が実行出来なくなったため、今回、貸し資材置場として譲渡したく、農地法第5条申請と合わせて申請するものです。それでは、3ページへお戻り下さい。議案第2号2番、

同じく土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は866㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は貸し資材置場866㎡、着工日、工事期間は許可日より8か月以内、農用地の内外は平成16年6月1日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,071㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場1,071㎡、着工日、工事期間は許可日より2か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は、おおむね500メートル以内に2つの教育施設が存する農地で、第3種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は876㎡、他1筆、合計991㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設991㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より5か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。5番と6番は同一事業であり、2つの申請地に一つの太陽光発電施設を設置する計画です。5番の土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は353㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設703㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番の方は、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は317㎡、他1筆、合計350㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模、着工日、工事期間は5番と同様です。農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地も5番と同様に過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。併せて議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）についてもご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約150m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が雑種地、西側が貸し人所有の畑、南側が貸し人所有の畑と山林、北側が市道です。転用理由は、譲渡人は高齢のため、農地の維持管理が困難となっていたところ、今回、太陽光発電施設として利用したいと要望があり、賃借するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル256枚設置 47.2kw発電設備を設置します。切土盛土は無

しです。雨水は自然浸透及び南側の用悪水路へ放流です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が畑と宅地、北側が畑です。転用理由は、譲渡人が申請地に居宅を建築するため、農地法5条の転用許可を得ていましたが、資金調達が困難となり、計画が実行できなくなっていました。このたび、譲受人の知人が資材置場を探しており、申請地を貸し資材置場として借りたいと依頼があり、今回、事業計画変更と併せて5条申請を行うものです。転用内容は貸し資材置場です。建設資材や重機を置きます。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。

3番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約50m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が水路、北側が市道です。転用理由は、申請地は休耕畑となっており、有効利用を考えていたところ、借人は建設会社で建設機械等の置場が手狭となってきたことなどから、賃借の申し出を行ったものです。転用内容は貸し資材置場です。建設資材や重機を置きます。50～90cmの盛土を行います。雨水は自然浸透及び北側の水路へ放流です。隣接同意あり、水利同意ありです。問題ないと思います。

4番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約1km、現況は畑です。隣接状況は東側が畑、西側が山林、南側が畑、北側が畑と宅地です。転用理由は、賃借人は高齢のため、経営農地の縮小を考えていたところ、太陽光発電施設の運営管理業である賃借人と話がまとまり、太陽光発電施設用地として賃借するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル222枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び北側の新設側溝へ放流です。隣接同意あり、水利同意ありです。問題ないと思います。

5番と6番です。申請場所は〇〇〇〇から北西へ約50m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が宅地、北側が譲渡人所有の畑と宅地です。転用理由は、譲渡人は、高齢のため、農地の維持管理が困難となっていたところ、太陽光発電施設として利用したいと要望があり、譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル288枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意ありです。問題ないと思います。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。第5条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員の説明のとおりです。異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。隣接の同意があり、異議ありませんが、先日、地区の区長と現地を見てきました。下の方に住宅が数軒ありますのでパワコンの音

や排水の影響がないか、少し気になるところです。以上です。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番6番異議ございません。

議 長 以上、6件異議なしとのことをごさいます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続いて、議案第6号事業計画変更申請につきましても、異議なしと、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

里上 企画員 5ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は649㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は昭和63年までは水稲を行っていたが、河川からの土砂流入により作付ができなくなり、以降は公園として活用し現在に至っております。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇〇から北へ約3.2km、現況は雑種地です。隣接状況は東側が河川敷、西側が畑、南側が河川敷、北側が畑です。非農地となった経緯・理由は、昭和63年までは水稲を行っていたが、河川からの土砂流入により作付ができなくなって以降、公園として利用されているとのことです。現地調査時に管理されている土地であると確認しています。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、問題ないと思います。

議 長 はい、それでは逐条審議をお願いします。1番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 以上、1件異議なしとのことをごさいます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員 6ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は86㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇〇から東へ約200m、現況は畑です。

隣接状況は東側が田、西側が県道、南側が県道、北側が市道です。形状変更理由は、野菜畑の栽培をするにあたり、盛土を行い、水はけを良くするものです。盛土は約1mです。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意ありです。問題ないと思います。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 以上、1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろ
しいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号
農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。
- 里上 企画員 7ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は
登記簿が山林、現況が畑、面積は2,822㎡、他1筆、合計3,249
㎡、作物は梅、みかん、野菜、10アール当たりの収穫量は100kgと
100kg、希望価格は100万円と30万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇
〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の農地について、所有者の父親が亡くなられ、その
ようなことから休耕畑でないものの収穫量が少ない畑となっております。
所有者は遠方在住のため管理もできないことから、農地として利用してい
ただける方に譲りたいとのことであり、あっせんの申出がありました。以
上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。議案第5号農地等売渡あっせん申出の1件
について、あっせんすることにご異議ございませんか。
- 委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それでは、あっせん委員を私から指名させてもらってよろしいでし
ょうか。
- 委員 全員 異議なし。
議 長 地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんにお願
いします。以上、委員の皆さん、よろしくをお願いします。続きまして、報告
第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。
- 里上 企画員 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は
登記簿が田、現況が畑、面積は553㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買
受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成30年6月13日、価格は167
万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員で
す。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、あっせんの顛末の報告をお願い
します。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6月13日に買受人の〇〇〇〇さんの自宅において売渡
人の〇〇〇〇さん、買受人の〇〇〇〇さんと私たち委員3名の計5名が集
い、あっせんが成立しました。以上、報告いたします。

- 議 長 はい、ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦労さまでした。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。
- 片井 企画員 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,504㎡の内4㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地使用賃借契約の合意解約通知について、事務局からの説明をお願いします。
- 片井 企画員 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,519㎡、他10筆、合計9,841㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、理由は孫の住宅を建てるためです。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、その他の案件でございます。6月の県の農業会議に提出いたしました4条申請2件、5条申請9件が無事答申されましたことを、ご報告申し上げます。予定しておりました案件はすべて終了しましたが、皆さま方から、何かございませんか。無ければ、土地対策課から地籍調査についての報告がございます。
- 土地対策課 松下 係長 平成29年度 地籍調査実施に伴う地目変更に係る照会について報告あり。
- 片井 企画員 農業者年金加入推進活動について説明あり。
- 議 長 農業者年金加入推進のご協力をお願いします他にございませんか。無ければ、本日はこれで閉会いたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。

午後3時25分終了